

産業廃棄物処分業許可証

住所 札幌市中央区北一条東十五丁目140番地
氏名 協業組合公清企業 代表理事 原田 利明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成28年12月27日
許可の有効年月日 平成33年12月26日

1. 事業の範囲

埋立 (廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物以外のものは、最大径おおむね15センチメートル以下に破碎し、切断し若しくは溶融設備を用いて溶融加工したものに限る。また、自動車等破碎物、廃プリント配線板 (鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装 (固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの (有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。)) 及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、金属くず (自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破碎物、廃ブラウン管 (側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、がれき類、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型最終処分場
設置場所 江別市八幡58-1、59-1
設置年月日 平成10年7月30日
処理能力 面積 9,032平方メートル、容積 21,135立方メートル
許可年月日 平成5年6月17日
許可番号 衛施第25-10号

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 6月25日 変更許可 (燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉋さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんの追加。)
平成 8年12月27日 許可の更新
平成13年12月27日 許可の更新
平成18年12月27日 許可の更新
平成22年 5月10日 事業の一部廃止届出 (燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉋さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんの削除。)
平成23年12月27日 許可の更新
平成28年12月27日 許可の更新
平成29年10月 1日 施行令改正 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無